



序章

はじめに



- 1 都市マスタープランとは
- 2 都市マスタープラン見直しの背景
- 3 計画期間
- 4 都市マスタープランの構成



1

都市マスタープランとは

都市マスタープランは、都市計画法*第 18 条の 2 により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」※1として定めるものです。

長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設※2などの整備方針を明らかにし、都市計画※3の方針及びまちづくりのガイドラインとしての役割を果たします。

都市マスタープランは、東京都の上位計画に即し、文京区の上位計画と整合を取って定められ、より詳細な内容は関連する個別計画等に別途定めます。

文京区が行う公共施設整備、その他まちづくりに関する施策は、都市マスタープランに沿って行われ、都市マスタープランに示す方針の実現化に向けた具体的な規制は、別途法令等に基づく定めにより行われます。

■文京区都市マスタープランにおける「まちづくり」の定義

都市は、生活の場であるとともに、経済活動の場であり、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保した、良好な都市環境を形成していくことが必要です。

良好な都市環境を継承・創出するための都市空間の整備を、文京区都市マスタープランにおける「まちづくり」と定義します。

■参考：都市マスタープランに関わる言葉の解説

※1：市町村の都市計画に関する基本的な方針とは

～都市計画法*第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）～

- | | |
|--------|--|
| 第十八条の二 | 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。 |
| 2 | 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 |
| 3 | 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。 |
| 4 | 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。 |

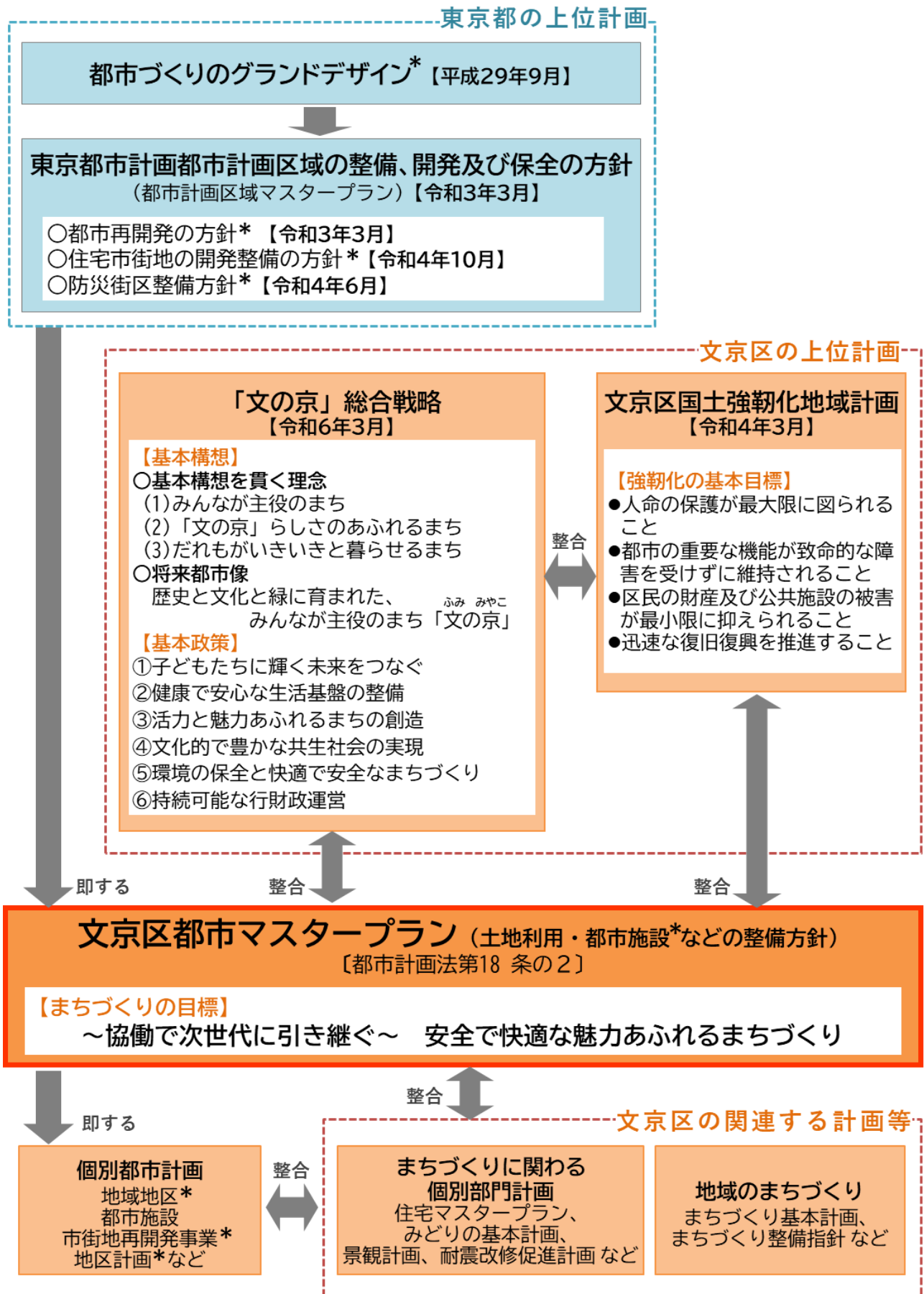
※2：都市施設とは

「都市施設」とは、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設で都市計画に定めることができるものをいいます。都市施設には、交通施設（都市計画道路、都市高速鉄道など）公共空地*（公園、緑地など）、供給処理施設（上下水道、ガス供給施設など）等があり、都市施設が都市計画で決定されたものを「都市計画施設」といい、都市の現状や将来の見通しを踏まえ、適切な規模で必要な位置に定められます。

※3：都市計画とは 都市計画法*第 4 条（定義）（一部文言調整）

- | | |
|-----|--|
| 第四条 | この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業*に関する計画で、都市計画法*第 2 章の規定に従い定められたものをいう。 |
|-----|--|

■都市マスタープランと諸計画等との関係



●「文の京」(ふみのみやこ)とは

これまで、文京区は、「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざして発展してきました。これに寄せる区民の誇りと愛着を大切にし、そのうえで、区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく都市自治の姿を「文の京」と呼びます。

●基本構想とは

文京区の目指すべき将来都市像を明らかにし、その実現に向けた、区政運営の理念を示すものです。ここに掲げる理念や将来都市像は、区を自立した都市として発展させていくため、区政のあらゆる分野や区民等の地域活動における共通の指針となります。

<基本構想を貫く理念>

(1) みんなが主役のまち

「文の京」自治基本条例に掲げる区民、地域活動団体、非営利活動団体*、事業者などと対等の関係で協力し、協働・協治をさらに推し進めます。そして、互いを尊重し合いながら、「文京区のあるべき姿(将来像)」の達成に向け、持てる力を存分に発揮できるまちを目指します。

(2) 「文の京」らしさのあふれるまち

この基本構想においても、前基本構想で定義した「文の京」を、本区を表す象徴的な言葉として継承していきます。

今後もこれまで以上に、区民一人ひとりが文京区に住み、働き、学ぶことに深い愛着と強い誇りを持つとともに、区と区民を含む新たな公共の担い手と力を合わせて発展させていく自治のまちを目指します。

(3) だれもがいきいきと暮らせるまち

子ども、高齢者、障害者、外国人をはじめ、地域社会を構成するさまざまな人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、男女が性別にかかわらず平等な立場で、社会のあらゆる分野へ参画することによって、一人ひとりが個性豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。

また、多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。

<将来都市像>

歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」

これまで先人たちによって脈々と受け継がれ、区民の誇りの源泉ともいえる歴史・文化・緑を今後も引き続き大切に守り、活かしながら、多様な主体が対等なパートナーとして、ふれ合い、支え合い、助け合える、みんなが主役のまちづくりを浸透させていきます。そして、あらゆる世代の区民が分け隔てなく、いつまでも、心豊かに、いきいきと、自分らしく暮らせる、さらに、未来へ誇りを持って継承できる「文の京」を創り上げていきます。

●基本政策とは

基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、各施策を推進するための基本的な考え方として、6つの基本政策を示しています。基本政策は、各分野の個別計画等との整合を図るとともに、SDGs*の視点を当てはめることで、既存の分野や組織の領域を超えた柔軟な発想により施策を推進しています。

<6つの基本政策>

(1) 子どもたちに輝く未来をつなぐ

だれもが、安心して子育てができるとともに、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるまちを目指します。

(2) 健康で安心な生活基盤の整備

だれもが、いきいきと自分らしく、心身ともに健康で自立した生活を送り、互いに支え合いながら、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるまちを目指します。

(3) 活力と魅力あふれるまちの創造

多彩な産業や文化・観光資源が、地域に活力と賑わいを与え、多様な文化の交流により、地域の新たな魅力を創造するまちを目指します。

(4) 文化的で豊かな共生社会の実現

多様性に富んだ共生社会において、すべての人が、主体的な地域活動や文化的な学びの場などを通じて、個性や能力を十分に発揮でき、暮らしの中に安心と豊かさのあるまちを目指します。

(5) 環境の保全と快適で安全なまちづくり

だれもが快適で、安全・安心に暮らせる都市基盤を整備するとともに、環境負荷の少ない、持続可能なまちを目指します。

(6) 持続可能な行財政運営

健全な財政運営のもと、多様な主体との協働や機動的な組織体制により、質の高い行政サービスを提供し、将来に向けて持続可能な行財政運営を推進します。

2

都市マスタープラン見直しの背景

文京区では、平成23（2011）年に文京区都市マスタープランを改定し、目標年次である令和12（2030）年度まで概ね中間の時期を経過しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大、人口構造や社会・経済情勢の変化など、区を取り巻く都市の状況が大きく変化しており、ひと優先のユニバーサルな都市基盤整備、災害に強く脱炭素など環境に配慮した持続可能なまちづくりなど、都市に求められる機能も高度化・多様化しています。

東京都では平成29（2017）年9月に、2040年代を目標時期とした目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した『都市づくりのグランドデザイン』*が策定され、令和3（2021）年3月には『東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*（都市計画区域マスタープラン）』を改定しています。

また、文京区では、令和6（2024）年3月の『「文の京」総合戦略』や令和4（2022）年3月の『文京区国土強靱化地域計画』といった上位計画が策定され、関連計画についても『文京区耐震改修促進計画』や『文京区景観計画』などが『2011年版文京区都市マスタープラン（以下『2011年版』という。）』以降に策定・改定されており、さらに、都市再生特別措置法の一部の改正や都市公園法改正なども行われています。

そのような背景から、2011年版の記載内容が、こうした環境の変化に対応できているのかを検証し、政策や計画との整合を図るための見直しを行いました。

まちづくりの目標については、2011年版で掲げられている「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」が、現在でも変わらず重要であるため2011年版を継承し、今後の変化にも対応していくための必要な表現の見直しや、新たな視点の追加を行い、2024年版として公表します。

なお、都市マスタープランにおいては、以下の通り用語を定義します。

協働：区民、地域活動団体、非営利活動団体*、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方を指します。

区民：区内に住む人、働く人、学ぶ人を指します。

区民等：区民、地域活動団体（商店会、町会、任意の団体等）、非営利活動団体*及び事業者（企業、学校等）を指します。

3

計画期間

2011年版を継承し、平成23（2011）年度を基準として、令和6（2024）年度の見直しを経て、おおむね20年後の令和12（2030）年度を目標年次とします。

4

都市マスタープランの構成

次頁のとおり、序章（本章）と6つの章で構成しています。

■都市マスタープランの構成

序章 はじめに 都市計画マスタープランの基本的事項を示します

1 都市マスタープランとは

2 都市マスタープラン見直しの背景

3 計画期間

4 都市マスタープランの構成

第1章 文京区の概況と取り巻く状況 文京区の歴史や人口構造、まちづくりのこれまでの成果と今後の課題や近年の社会動向等を踏まえ、見直しの視点を整理します

1-1 文京区の概況

1-2 ひとの動向

1-3 まちづくりの成果と今後の課題

1-4 東京における文京区の位置づけ・役割

1-5 まちを取り巻く新たな潮流

1-6 見直しの視点

基本的な視点
魅力の継承と創造

横断的視点①
人口構造変化
への対応

横断的視点②
脱炭素社会*
への対応

横断的視点③
大規模災害
への対応

第2章 魅力にあふれるまちをめざして 継承すべき魅力の要素と新たな魅力の創造のための視点から、魅力を生かすまちづくりに向けた基本的事項を整理します

2-1 継承すべき魅力

2-2 新たな魅力の創造

2-3 魅力を生かす
まちづくりに向けて

基本的事項①
良好な住環境の保全と
高度な拠点形成による
メリハリある市街地形成

基本的事項②
各部門における
魅力を生かした
まちづくり

基本的事項③
多様な主体との
連携による協働の
まちづくり

第3章 まちづくりの目標と将来構造 まちづくりの目標をまちの将来の姿とともに示すとともに、それを実現するためのまちの将来都市構造を示します

3-1 まちづくりの目標と将来の姿

3-2 まちの将来構造

第4章 部門別の方針 まちづくりの目標と将来構造等を実現するため、6つの部門別にまちづくりを進めていく上での基本的な考え方と基本方針を定めます

4-1 土地利用方針

4-2 道路・交通ネットワーク方針

4-3 緑と水のまちづくり方針

4-4 住宅・住環境形成の方針

4-5 景観形成方針

4-6 防災まちづくり方針

部門間を横断的に整理する3つの視点

横断的視点①
人口構造変化
への対応

横断的視点②
脱炭素社会*
への対応

横断的視点③
大規模災害
への対応

第5章 地域別の方針 3地域5区分それぞれのまちの課題と将来像及び方針を示します

5-1 都心地域

5-2 下町隣接地域

5-3 山の手地域東部

5-4 山の手地域中央

5-5 山の手地域西部

第6章 実現化に向けて 協働や効率的かつ効果的なまちづくりの推進に向け、まちづくりの推進方針を示します

6-1 基本的な考え方

6-2 持続的なまちづくりのための推進方針